第２号議案　定款一部改正（案）承認の件

定款一部改定（案）について

公益社団法人武雄法人会　定款の一部改正新旧対照表	
旧　（現　行）	新　（改正後）
第4章　総会 （招集） 第14条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。 ２　正会員の議決権の５分の１以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。 ３　総会は、開催の日から少なくとも1週間前に、会議の目的である事項、日時及び場所を記載した文書を発して招集する。	第4章　総会 （招集） 第14条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。 ２　正会員の議決権の５分の１以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。 ３　総会は、開催の日から少なくとも1週間前に、会議の目的である事項、日時及び場所を記載した文書を発して招集する。 　なお、総会参考資料等については、電子提供措置をとるものとする。但し、会員の請求があったときは、これらの書類を当該会員に交付しなければならない。